無線局	周波数帯	測定項目	許容値
［(1)・(2)　略］			
(3)　第四十九条の十四第十四号及び第十五号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局（同条第七号に掲げるものに限る。）	［略］	［略］	［略］
［二・三　略］			

［2～4　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局並びに二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する移動体検知センサー用の特定小電力無線局、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表略］

［3～32　略］

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～十一　略］

十二　五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波を使用するもの（移動体検知センサー用のものに限る。）

イ　空中線を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。また、高周波部及び変調部が別の筐体に収められている場合にあつては、送信装置としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、それぞれが容易に開けることができないこと。

ロ　変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものであること。

ハ　送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は十三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ニ　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を備え付けていること。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
［(1)・(2)　同上］			
(3)　第四十九条の十四第十二号及び第十三号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局（同条第七号に掲げるものに限る。）	［同上］	［同上］	［同上］
［二・三　同上］			

［2～4　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

2　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表同上］

［3～32　同上］

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　［同上］

［一～十一　同上］

［新設］